

6. 意見等に対する考え方・対応

提出された意見の概要	意見に対する考え方・対応
<p>田園区域に対する市の意向が、交野市の魅力をきちんと認識していないように思われる。田園風景や、そこで行われる農業は、交野市ではもう見られなくなっている貴重なもので、また、大阪府で都市農業を実践できる貴重な場所になりえる。</p> <p>P3-6「土地を利用する」という記載は住宅地や他の施設に「転用する」こと前提で書かれているし、P4-4の居住誘導区域に編入、という記載があることは、農地を守ることがまったく考慮されていないように思える。</p> <p>交野市民が愛着を持って長く住むような街とはどういう街なのか、今一度立ち返ってほしい。住宅の隣に田園風景が広がるのは、大阪ではなかなか見られない光景ということ。</p> <p>P3-6の田園区域の記載に、まず、田畑としての活用方法、それをつかった地域活性のやり方などが検討されるように、「保全を考える」と記載すべき。それがないと、向井田、最後の田園風景（他は極小、またはアクセスできない、普段見ることもない）は交野市から永遠に失われると思う。</p> <p>大阪の他の市と似たり寄ったりにならないために、独自の良さをもう一度考えてほしい。</p>	<p>本市は都市近郊でありながら、良好な自然環境や田園景観を享受できることが大きな魅力であると認識しており、都市計画マスタープランにおいても本市の特性として位置付けているところです。</p> <p>P3-6、P4-4とも現在新しいまちづくりの動きがある寺・向井田地区を想定して記載しております。</p> <p>P3-6の「土地利用」については、住宅地や他の施設に転用することを前提とせず、地域の皆様のご意向を尊重しつつ農地を含めた住環境に配慮した土地利用について記載しております。</p> <p>P4-4の「居住誘導区域に編入」については、まちづくりにより市街化区域に編入した場合の考え方を記載しております。</p> <p>農地については、P3-6に記載のとおり無秩序な土地利用を抑制し、営農環境の保全や土地所有者の意向を踏まえた活用を図るとしており、農業振興策などと連携しながら、適切に対応していく必要があると認識しております。</p>